

# 狙われる!? 18歳・19歳

令和4年(2022年)4月1日から民法の改正により、  
大人になる年齢(成年年齢)が18歳に。

親の同意がなくても、自分1人で契約できるようになりますが…



先輩の知り合いから

「簡単にもうかる」

と誘われて90万円で高額収入のノウハウ(情報商材)

を購入したが、**全くもうからない!?**



動画投稿サイトの広告を見て

お試し300円のサプリを購入

だけど、思いもよらなかった2回目の商品発送連絡があり、

**4か月分まとめて4万円の請求が!?**



知識・経験不足により

**高額な契約をしたり、  
多額の借金を背負ってしまう** 可能性があります!

最新の消費者被害・トラブルなどについては

国民生活センター

検索

裏面では、成年になるタイミングやできるようになること、  
成年になりたての若者が狙われる理由などを記載しています。

「成年年齢引下げ」について改めて学びましょう!

裏面へ

# 成年になるタイミング、できるようになること

## 生年月日

平成14年4月2日～  
平成16年4月1日生まれ

## 成年になる日

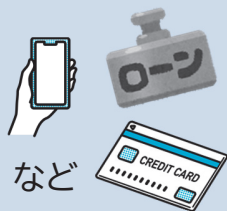
令和4年4月1日



※生年月日によって、  
大人(成年)になる日は異なります。

## できるようになること

- クレジットカードを作る
- ローンを組む
- スマートフォンの契約 など



## 変わらないこと(20歳のまま維持)

- 飲酒
- 喫煙
- 競輪、競馬、競艇 など



※婚姻開始年齢は男女ともに18歳になります。

# 成年になりたての若者が狙われる理由

## 未成年だと

親の同意を得ずに契約した場合は、  
原則として、契約の取消ができます  
(未成年者取消権)

## 成年になると

**未成年を理由とした  
契約の取消ができなくなります**

**悪質業者は、未成年者取消ができなくなったばかりの若者を狙います！**

- 契約は慎重に行う
- もうけ話をうのみにしない
- 必要なければ、きっぱり断る

を心がけましょう！

# 「困ったな」「おかしいな」と思ったら相談を！



いやや！

- 消費者ホットライン (局番なし) ☎188

お近くの消費生活相談窓口につながります。

- 滋賀県消費生活センター ☎0749-23-0999

〒522-0071 彦根市元町4-1 (月～土 9時15分から16時まで)  
インターネット相談も受け付けています！

滋賀県  
消費生活センターHP



もっと知ろう！  
成年年齢引下げ

滋賀県消費生活センター  
成年年齢引下げ特設HP



消費者庁  
「18歳から大人」特設ページ

